

愛光学園同窓会会員データベース利用細則

愛光学園同窓会（以下「同窓会」という。）が管理・運用する同窓会会員データベース（以下「会員データベース」という。）の利用規約（以下「規約」という。）の細則（以下「細則」という。）を以下のとおり定める。

（利用資格）

第1条 会員データベースの利用資格は規約第4条第1項（以下「資格条項」という。）に定めるところであるが、利用資格を有する者において同データベースを利用できる範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 資格条項第1号に掲げる者のうち、同窓会の会計年度（毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終る（同窓会会則第14条第1項）。）にいう当年度もしくは前年度の会費を納入した者及び同窓会規則によって会費を免除されている者
会員データベースの登録及び同データベースにおける検索
- (2) 同第1号に掲げる者のうち、前号以外の者
会員データベースの登録
- (3) 同第2号に掲げる者
会員データベースにおける検索

（利用者の義務等）

第2条 規約第5条第1号に基づき、利用者は次の事項について承諾の上、同データベースを利用しなければならない。

- (1) 会員データベースの利用者において同データベースに登録・更新した項目は、同窓会事務局で管理している名簿データにも登録・更新されること
- (2) 会員データベースの利用実態の把握と不正アクセス等の防止の観点から、利用者のアクセス履歴を同窓会が管理すること

附 則

この細則は、令和6年11月1日から施行する。